

## 区立小・中学校における学校給食の無償化について

### 1 概要

現下の物価高騰による影響を鑑み、保護者の経済的負担を軽減し、安全・安心かつ栄養価が確保された給食を円滑に実施するため、令和5年9月から学校給食の無償化を実施する。

### 2 対象者

区立小・中学校に在籍し、給食提供を受ける児童・生徒の保護者  
小学生10,980人 中学生2,353人（令和5年5月現在）

### 3 実施方法

学校給食費の徴収及び管理を行っている各区立小・中学校長に対して、区が給食費相当分を補助することで、保護者から徴収すべき給食費を無償とする。

### 4 1食単価

小学校			中学生
低学年	中学年	高学年	
240円	265円	290円	335円

※物価高騰に伴う学校給食食材費の補助分は別途支給

### 5 補助額（予定）

総額 453,174千円（予定）

### 6 周知

各校を通じて保護者へ周知する。

### 7 スケジュール（予定）

令和5年9月4日（月） 無償化開始

### 8 その他

- (1) 食物アレルギー等の事情により、給食の提供を受けることが全くできない場合については、4の給食費相当額を補助する制度を実施予定。
- (2) 就学援助、学校給食費補助事業については、無償化の内容を踏まえて改正予定。
- (3) 10月以降の物価高騰に伴う学校給食食材費の補助については、現在検討中。